

平成 29(2017)年 4 月 1 日

役員及び評議員の報酬等規程

社会福祉法人多摩済生医療団

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩済生医療団(以下「法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、手当、賞与等職務遂行の対価として支払われるものと慶弔金・見舞金並びに退任慰労金を指すものとし、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費・日当を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払基準)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支払う。

- (1) 報酬 理事長並びに常務理事には、「別表1・役員報酬表(1)」に基づく報酬を支払う。支払い額は、その職務内容、執務態様等を勘案し、理事会において決定する。
- (2) 賞与 理事長並びに常務理事には、「別表1・役員報酬表(2)賞与」の基準に基づき賞与を支払う。但し、経営環境の悪化等により減額し、又は支払われないことがある。その場合は職員賞与の支給に準ずる。
- (3) 役員・評議員手当 理事長及び常務理事を除く役員並びに評議員には「別表2・役員・評議員手当表」の手当を月額ないし日額にて支払う。
 - 2 月額を以って支払う役員手当及び評議員手当はそれぞれ就任月数を乗じ、役員には7月及び12月に、評議員には12月の支払日に在任している場合支払う。
 - 3 理事が、法人が開設する病院及び施設の長ないしそれに準ずる職位を兼ねる場合には、前項の手当に代えて兼任手当を支払う。支払額は手当表の範囲内で理事長が決定する。
 - 4 日額手当は、役員等が法人の要請した相談・指導の他、対外折衝、入札立会い、並びに監事監査に半日ないし1日単位で携わったとき支払う。但し、理事会や評議員会への出席には支払われない他、理事長、常務理事及び兼任手当対象の理事にはこの手当は支払われない。

(退任慰労金)

第4条 役員等が退任したときは、「別表3・役員等退任慰労金支払基準表」に基づき計算した退任慰労金を支払う。

- 2 退任慰労金は、役職別の基本額に在任年数を乗じ、更に在任期間ごとの係数を加算し得た額の合計額とし、1万円未満の端数が生じた場合1万円に切り上げる。
- 3 在任期間に1年に満たない端数月がある場合、6ヶ月以上は切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てるものとする。又、病院ないし施設の給与規程に基づき支給された退職金の計算期間が含まれている場合、その期間は除くものとする。
- 4 理事、評議員、または監事等2以上を歴任した場合、それぞれの役職毎計算した額の合計額とする。
- 5 在任中特に功績大と認められた役員等には、理事会の同意を得て功労金を加算することができるものとする。

(交通費・出張旅費)

第5条 理事会・評議員会への出席の他、法人業務のために要した交通費は、「別表4・

役員等諸手当表」により車代又は鉄道、航空運賃等実費を支払う。

- 2 役員等が法人の業務上出張したときは、「別表4・役員等諸手当表」により出張旅費(研修研究費を含む。)を支払う。
- 3 病院長・施設長等を兼任する理事の旅費交通費、出張旅費はこの規程によらず、全て病院ないし施設の旅費規程によるものとする。

(慶弔金・見舞金)

- 第6条** 役員等への慶弔金等は、「別表4・役員等諸手当表」の基準により祝意を表し、見舞し、弔意を表す。
- 2 叙勲や褒章への祝金は、祝賀会等が会費制により行われるときはその額とし、他に花束或いは記念品等を添えることができるものとする。
 - 3 傷病見舞金は、私傷病又は業務上の負傷(通勤災害含む。)により2週間以上の入院が必要となったときとし、原則として同一の傷病につき1回とする。
 - 4 弔慰金は、葬儀が法人葬ないし合同葬により執り行われるときは、この規定によらず、他の理事で構成する葬儀委員会の決するところによる。
 - 5 病院長・施設長等を兼任する理事への慶弔金、見舞金は、病院及び施設職員の慶弔見舞金規程による。

(公表)

- 第7条** 法人は、この規程を以って社会福祉法第59条の第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

- 1) この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2) 平成29年3月31日をもって次の規定等を廃止する。
 - (1) 役員報酬等に関する規程
 - (2) 評議員報酬等に関する内規
 - (3) 非常勤役員退任金内規
 - (4) 役員の見舞金及び慶弔金贈呈規程
 - (5) 旅費規程

別表 1・役員報酬表(1)

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1号俸	50,000円	11号俸	550,000円
2号俸	100,000円	12号俸	600,000円
3号俸	150,000円	13号俸	650,000円
4号俸	200,000円	14号俸	700,000円
5号俸	250,000円	15号俸	750,000円
6号俸	300,000円	16号俸	800,000円
7号俸	350,000円	17号俸	850,000円
8号俸	400,000円	18号俸	900,000円
9号俸	450,000円	19号俸	950,000円
10号俸	500,000円	20号俸	1,000,000円

別表 1・役員報酬表(2)賞与

支払月	7月、12月、3月
支払日	職員賞与に準ずる。
基礎額	報酬月額
乗率	職員賞与に準ずる。
計算期間	7月…前年11月～当年4月 12月…5月～10月 3月…3月～2月
摘要	1)支払日に在任していない(退任した)ときは支払われない。 2)計算期間内に就任した場合月割控除する。 3)経営環境が著しく悪化したときは、職員の賞与に準じ乗率を下げてもしくは支払われないことがある。

別表 2・役員等手当表

手当名	基準額	摘要	
月額手当	役員手当	12,000円/月	基準額に就任月数を乗じ12～5月分を7月に、6～11月分を12月に支払う。
	兼任手当	30,000～ 100,000円/月	支払額は兼任理事ごと理事長が決定する、
	評議員手当	5,000円/月	基準額に就任月数を乗じ、12～11月分を12月に支払う。
日額手当	10,000円/1時間	1時間に満たない場合、30分以上は切り上げ、未満は切り捨てる。	
備考	1)月額手当は、途中就任や1ヶ月以上の私傷病入院等があったときは、不就業とみなし当該月相当額を控除する。 2)役員等が大学教員、医師、弁護士、公認会計士等の場合の日額手当は、加算することができるものとする。 3)兼任手当は、病院ないし施設給与に加算し支払い(源泉徴収、社会保険料控除)、法定福利費を含め本部・拠点区分間借入金貸付金処理し清算する。		

別表 3・役員等退任慰労金支払基準表

1)算式	基礎額×在任年数×在任期間別係数	
2)基礎額	理事長	200,000 円
	常務理事	100,000 円
	理事、監事	20,000 円
	評議員	10,000 円
3)在任期間別係数	1 年以上 10 年未満	100/100
	10 年以上 20 年 "	125/100
	20 年以上	135/100
※1・在任期間に1年に満たない端数月がある場合、6ヶ月以上は切り上げ、6ヶ月未満は切り捨て、算出額に1万円未満の端数が生じたときは1万円に切り上げる。		
※2・退任する理事が病院ないし施設の給与規程により退職金が支給される場合、又は過去に支給された場合、この退任慰労金は支給されないか、相当期間を控除して計算される。		

別表 4・役員等諸手当表

1)交通費	5,000 円	往復に要する鉄道運賃等の額が 5,000 円 以下のとき	
	実費	5,000 円を越えるときは、出張旅費に準じ運賃、宿泊費等を支払う。	
2)出張旅費	交通費	鉄道、バス、航空運賃、指定席券、グリーン券(片道 500 キロ以上)	
	日当	2,000 円	
	宿泊費	15,000 円	宿泊費がセミナー参加費、懇親会費等とセットで設定されている場合、はその額とする。
	研修研究費	会費、参加費、テキスト代等実費	
3)祝金	30,000 円	国の褒章制度による受章。祝賀会が会費制によりおこなわれたときはその額。他に花束、記念品等を添えることができる。以下同じ。	
	20,000 円	厚生労働大臣、東京都知事等表彰	
	10,000 円～	その他理事長が必要と認めたとき	
4)見舞金	傷病見舞金	10,000 円	業務上負傷した場合は 30,000 円とする。
	災害見舞金	10,000～ 30,000 円	被害の程度による。
5)弔慰金	理事長	100,000 円	1) 法人葬ないし合同葬を以っておこなうときは、他の理事により構成する葬儀委員会の決するところによる。 2)他に弔生花、弔電
	役員	50,000 円	
	評議員	30,000 円	
	配偶者	20,000 円	
	子	20,000 円	
	実父母	10,000 円	